

# 条 例

議会の議決を経た「千曲市屋代駅ナカラウンジ条例」をここに公布する。

令和8年3月25日

千曲市長

千曲市条例第3号

## 千曲市屋代駅ナカラウンジ条例

千曲市屋代駅市民ギャラリー条例（平成21年千曲市条例第19号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 子ども・若者を中心に市民が集い、学び、活動する場を提供するとともに、子ども・若者をはじめ幅広い世代の市民の交流を促進するため、駅ナカラウンジを設置する。

（名称及び位置）

第2条 駅ナカラウンジの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千曲市屋代駅ナカラウンジ	千曲市大字小島3139番地

（業務）

第3条 千曲市屋代駅ナカラウンジ（以下「ラウンジ」という。）の設置の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 勉強、読書その他自学自習できる場所の提供に関する事。
- (2) 各種行事、催物等のためのラウンジの利用に関する事。
- (3) ラウンジ内の展示スペースの利用に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務に関する事。

（開館時間及び休館日）

第4条 ラウンジの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 開館時間は、午前9時から午後8時までとする。
- (2) 休館日は、特別設けない。

（行事、催物等の利用許可）

第5条 ラウンジの施設又は設備（以下「施設等」という。）を行事、催物等及び展示で利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に当たり、ラウンジの管理運営上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ラウンジの利用を許可しない。

- (1) その利用が風紀、秩序を乱し、又は公益若しくは公安を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の停止等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、利用の停止又は利用の許可の取消し（第13条第1項において「利用の停止等」という。）をすることができる。この場合において、利用者が生じた損害については、市長はその責めを負わない。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則等の規定又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めたとき。

(入場者の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ラウンジの入場を拒否し、退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になると認められる物品又は動物等の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認める者

(使用料)

第10条 施設等の行事、催物等に係る1日当たりの使用料は、別表のとおりとし、利用の許可のあったときに納入しなければならない。ただし、展示スペースに係る使用料は無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めでない理由により、利用することができなくなったとき。
- (2) 利用期日の1か月前までに利用の取りやめ、又は変更を申し出た場合で正当な理由があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があるとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、ラウンジの利用を終了したとき、又は第8条の規定により利用の停止等の処分を受けたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、市長の指示に従い、これを弁償し、又は原状に回復しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第10条関係)

区分	使用料
4時間以内	600円
4時間超	1,200円